都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花 田 明 仁

副委員長 木 村 淳 司

- **1 開催日時** 令和 5 年11月21日 (火曜日) 午前 9 時58分~午前10時32分
- 2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 令和5年第4回定例会提出予定案件
 - ①青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - ②青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - ③市道の路線の廃止について
 - ④市道の路線の認定について
 - ⑤専決処分の報告について
 - ⑥事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 - ⑦専決処分の報告について

(2) その他

- ①旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業について
- ②事故の報告について
- ③事故の報告について

〇出席委員

委 員	長	花	田	明	仁	委	員	軽	米	智牙	惟子
副委員	員長	木	村	淳	司	委	員	天	内	慎	也
委	員	蛯	名	和	子	委	員	木	下		靖
委	員	中	田	靖	人	委	員	大	矢		保

〇欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長鈴木裕司 交通部長佐々木 淳都市整備部長清水明彦 浪岡振興部長舘山 公都市整備部理事土岐政温 交通部次長高野雅子水道部長三浦大延 関係課長等

〇事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉 議事調査課主査 柿 崎 良 輔議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○花田明仁委員長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本委員会に所属していた藤田誠委員から、令和5年11月16日付で議長に対し、 総務企画常任委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されましたので報告 いたします。また、総務企画常任委員会に所属していた大矢保委員から令和5年11 月16日付で、議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更され ましたので報告いたします。

次に、都市整備部理事が、11月1日付で任命されておりますので、自己紹介をお願いいたします。都市整備部理事。

- **〇土岐政温都市整備部理事** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)都市整備部理事の土岐政温でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **○花田明仁委員長** なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、舘山浪 岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和5年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部理事。

〇土岐政温都市整備部理事 令和5年第4回定例会に提出を予定しております青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定により徴収する市道の占用料の額及 び徴収方法を定めております。

本市ではこれまで占用料の額については、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としているところであります。

それでは、お手元に配付の資料を御覧ください。

初めに、提案理由については、道路法施行令の一部が改正されたことから、これを勘案し、本市における道路占用料を改定する等のため、条例改正を行うものであります。

次に、条例の改正内容について、(1)の道路占用料の額の見直しについては、道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しがされたことに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行うものであります。

また、(2)の自動運行補助施設に係る道路占用料の新設については、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、占用許可を

受けて自動運行補助施設を設置する場合の道路占用料の額が定められたことに伴い、 本市も自動運行補助施設に係る道路占用料を新設するものであります。

最後に、施行期日については令和6年4月1日とするものであります。 説明は以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大 矢委員。
- **〇大矢保委員** 改正内容の(1)、道路法施行令に示す額と同額とするというのは、これは金額はいくらですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** すみません。金額がどのぐらい変わるのかということですか。

[大矢保委員「だから、同額だから今どれくらいになってるんですか」と 呼ぶ]

〇土岐政温都市整備部理事 令和4年度の道路占用料の歳入は約6800万円でした。 この実績を基に改定後の単価を適用した場合、歳入見込額は約7200万円となり、約400万円の増額が見込まれるところであります。

以上です。

- **〇花田明仁委員長** 大矢委員。
- **○大矢保委員** (2) の道路占用料を新設するとなっていますけれども、新設する とどれくらいの占用料が入るんですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** この(2)につきましては、まだ実績がありませんので、まだ金額についてはありません。
- **〇花田明仁委員長** 大矢委員。
- **〇大矢保委員** 実績がなくても、見込みはいくらなんですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- ○土岐政温都市整備部理事 すみません。もう一度お願いします。〔大矢保委員「実績がないなんて誰でも話せるんだよ。見込みはいくらかと聞いているんだ」と呼ぶ〕
- ○土岐政温都市整備部理事 見込みにつきましては……

[大矢保委員「分からなければいいです」と呼ぶ]

- **○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。木下委員。
- **○木下靖委員** 自動運行補助施設とは、という説明があるんですが、具体的に分からないので、分かりやすく説明いただけますか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** 自動運行補助施設は、道路の下に電磁誘導線、あるいは磁気マーカーを埋め込みまして、それを感知する自動車がその上を走るという仕

組みです。

これまでですと、センサーで自動運転するやり方があるんですけれども、それですと霧が濃い日や雪がたくさん降っているときなどに、正確なのかという不安がありますので、道路の下にさらにそれを補強するというか、そういうものを埋めて安全を確保する仕組みのものです。

- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **○木下靖委員** そうすると、今やろうとしている自動運行補助施設というのは、これまではなかったものと考えてよろしいですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** はい、そうです。
- **○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和5年第4回定例会に提出を予定しております、青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使 用料等を定めております。

当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和 33 年4月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正することから、青森市都市公園条例についても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものであります。

次に、条例の改正内容についてでありますが、青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものであります。 以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。蛯 名委員。
- **○蛯名和子委員** 具体的には、公園の中に設置されるものということでよろしいでしょうか。

- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** さようでございます。公園の中に設置される電柱であったり、あと、地上における変圧塔、埋設物などに関する占用料の改正ということであります。
- **○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「市道の路線の廃止について」及び「市道の路線の認定について」は関連がありますので、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

〇土岐政温都市整備部理事 令和5年第4回定例会への提出を予定しております、 市道の路線の廃止について及び市道の路線の認定について、御説明申し上げます。 初めに、路線の認定を行う目的について、御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理 するために行うものであり、道路法の規定により路線を認定しようとする場合は、 議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができるとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づいて、順次御説明申し上げます。

資料1の1ページを御覧ください。

市道の路線の廃止についてです。概要に記載のとおり、今回、廃止しようとする路線は7路線で、延長が859.0メートル、面積が5294平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由については、路線が全くなくなるというものではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、その路線を一旦廃止し、改めて新路線として認定しようとするものであります。

廃止する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが1路線、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが6路線の計7路線となっております。

資料1の2ページ目以降は、今回、廃止しようとする7路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、廃止しようとする路線を黒で表示しております。また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

次に、資料2の1ページを御覧ください。

市道の路線の認定についてです。概要に記載のとおり、今回、認定しようとする路線は 26 路線で、延長が 2633.1 メートル、面積が 1万 7084 平方メートルとなっております。これら 26 路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属など

により新たに認定するものであります。

認定する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが 10 路線、開発行為に伴う帰属によるものが 14 路線、その他として、現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するものが 2 路線の計 26 路線となっております。

資料2の2ページ目以降は、今回認定しようとする 26 路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考までに廃止しようとする路線を黒で表示しております。

説明は以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

〇清水明彦都市整備部長 令和5年第4回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分1件について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件につきましては、本年9月の都市建設常任委員会において、事 故の報告をしたものであります。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年8月17日、木曜日、午前9時頃、青森市篠田三丁目にあります開発緑地 No. 407 において、公園河川課の会計年度任用職員が肩掛け式草刈り機により作業を行った際、小石が飛散し、隣接する集合住宅駐車場に駐車している車両の右側前方ドアの窓ガラスを破損させた事故であります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び代車費用として 24 万 7750 円を負担することで合意し、合意内容につきましては、令和 5 年 11 月 16 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償 保険で対応しております。

報告は以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」報告を求めます。都市 整備部長。

〇清水明彦都市整備部長 続きまして、令和5年第4回定例会に提出を予定しております、事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月7日、午前9時頃に、蛍沢三丁目内の市営住宅戸山団地8号棟1階玄関において、入居者である相手方が1人で外に出ようとした際、1階玄関のひさしに積もった雪が入居者の背後に落下したため転倒し、下半身が雪に埋まったものであります。その後、医療機関を受診し、診断の結果、右下腿、足関節骨折、右股関節骨折、左足関節骨折と診断され、5月19日まで入院後、令和5年3月31日まで通院されておりました。

損害賠償の額につきましては、相手方の治療費、文書料、休業損害、傷害慰謝料、 交通費、後遺障害等として、総額で461万3440円となっております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で支払う予定となっております。

このたびの事故を受けまして、雪庇による危険個所がないかパトロールを実施するとともに、市営住宅各団地の掲示板に落雪注意のチラシの掲示や、住宅管理人に対して雪庇による危険な状況がみられた場合に、市に通報するよう依頼しており、今後におきましても事故の再発防止に努め、皆様が安心して市営住宅に居住できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

説明につきましては、以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。
- **〇木下靖委員** 今、再発防止のために、危険な場合は管理人に連絡をということだったんですが、この場合の管理人というのは管理組合などになるんですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** この管理人に関しましては、市営住宅管理人を設けていまして、青森市営住宅管理条例第 56 条の規定に基づいて、団地の自治会等からの推薦により、委嘱して対応していただいているところであります。
- **〇花田明仁委員長** 木下委員。
- **○木下靖委員** 管理組合で委嘱をしていると。いわゆる入居されている方がその任 に当たっているということでよろしいですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** はい、市営住宅に関しまして、そのような形であります。
- **○花田明仁委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **〇花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。
 - 次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。
- **〇舘山公浪岡振興部長** 令和5年第4回定例会に提出を予定しております、専決処分について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

当該事故に関しましては、令和5年10月20日開催の都市建設常任委員協議会で御報告させていただいたところでありますが、事故の内容は、去る10月6日、浪岡地区にあります花岡公園に隣接する市道西花岡平野線におきまして、長さ約2メートル、直径約5センチメートルの樹木の枯れ枝が強風によって落下し、通行していた車両の屋根の一部を損傷させたものであります。

この賠償につきまして、協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 30 万 7430 円を負担することで合意し、合意内容につきまして、令和 5 年 11 月 16 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、全額、市が加入している全国市長会市民総合賠 償補償保険で対応しております。

報告は以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和5年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。 次に、その他の報告を求めます。

最初に、「旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業について」報告を求めます。都市整備部長。

〇清水明彦都市整備部長 旧青森国際ホテル跡地地区市街地再開発準備組合より、再開発事業について報告がありましたので、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

この地区は、閉店したホテルと中小小売店舗や飲食店舗、空き地を共同化・集約 化することで土地利用の高度化を図り、商業・業務施設と集合住宅による複合施設 と駐車場を一体に整備し、にぎわいのある空間を形成するとともに、青森駅前の活 性化を目指すことを目的としています。令和4年に地区の地権者を中心にまちづく り協議会を結成し、調査、検討が進められてきたものと承知しています。

この間、本市におきましても事業実施への相談対応等を行ってまいりましたが、 事業の主体となる市街地再開発組合の設立に向け、その第一歩となる市街地再開発 準備組合を、令和5年3月に設立した旨を報告いただいております。

施行区域は国際ホテル跡地を中心に約0.8~クタールの区域で、整備する建築物は商業、業務、住宅、駐車場を主な用途とする計画をしているとのことです。

なお、都市再開発法に基づく市街地再開発事業に係る都市計画の決定手続等が必要となりますことから、現在、市として所要の対応を進めているところであります。 報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中田委員。

- **〇中田靖人委員** この再開発に当たって、優良建築物の制度があると思うんですけれども、これを活用されるかどうかは聞いていますか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** 優良建築の制度、おそらく補助事業のことかと思います。こちらにつきましては、今、組合関係者と協議をしておりまして、要するに要件がしっかりはまるかということと、あと、事業内容がしっかり要件に合致するものかというところを確認する必要がありますので、そういうところを確認の上で、活用するか検討するところであります。
- **〇花田明仁委員長** 中田委員。
- **〇中田靖人委員** 総額が決まってきて規模が決まってくると、その制度を使って、 青森市でも、多分、持ち出しが出てくると思うんですけれども、それが確定するの いつ頃ですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** 今、おっしゃっていただいたとおり、補助事業を活用するとなると、地方自治体の負担金が発生するので、実際の総額でどれぐらい出るかというのが決まってくるんですけれど、まだ、今のところ総事業費がいくらかというところと、来年度以降がどういう計画なのかというところも、まだ不透明なところがありまして、いつ頃に、それこそトータルで市がいくらかかるかというところが確定するのは、まだ先になるかと認識しております。
- **〇花田明仁委員長** 中田委員。
- **〇中田靖人委員** これは、下がテナントで、上がマンションと考えてよろしいですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部長。
- **○清水明彦都市整備部長** こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、住宅と商業、業務が入ると聞いておりまして、こういうところなので恐らく従来の再開発、優良建築物と同様な工法になるのかとは想定していますが、詳細につきましては、まだ伺っておりませんので、今、市から情報提供できるのは、その範囲で御了承いただければと思います。
- **○花田明仁委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。 次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。
- **〇清水明彦都市整備部長** 青葉一丁目1番地付近にて発生しました街路樹の枯れ 枝落下による事故について、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し 上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年11月3日、金曜日、午前12時頃、市道南奥野1号線の

青葉一丁目1番地付近において、長さ約2メートル、直径約3センチメートルの街路樹の枯れ枝が落下し、停車していた車両の屋根を損傷させたものであります。

今回の事故につきましては、幸い、けが人はなく、市が加入している保険の引受 会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

街路樹の枯れ枝の対応につきましては、これまで担当課職員による巡回パトロールの際に、街路樹を点検し、枯れ枝や落下の可能性がある枝を確認した場合は、剪定作業を行っていたところでありますが、今回の事故を受けまして、市道南奥野1号線の街路樹を改めて点検し、枯れ枝や落下の可能性がある枝につきましては、剪定作業を行ったところであります。

今後においても事故の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

- **○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

〇土岐政温都市整備部理事 橋梁定期点検業務委託で発生した点検作業員の死傷 事故について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年10月23日、月曜日、午前10時40分頃、橋梁定期点検業務委託において、点検作業員がボックスカルバートの天端を誤って踏み外し転落、 負傷したのですが、後ほどそれが原因となり死亡したものであります。

点検作業員の死傷の状況につきましては、転落により多発肋骨骨折を受傷したのですが、本人が大丈夫ということで病院には行かずに自宅療養していたところ、呼吸循環不全を発症し、事故から約5時間後に死亡したものと医師による死体検案書により検案されました。

受注者である有限会社創成技術では、着手から事故当時まで、点検における作業 手順・安全管理等に関し、市の指導の下、実施計画書を作成し、事故の防止に努め ておりました。

しかしながら、事故の発生原因としまして、市が事情聴取したところ、作業員の 不注意、安全管理の徹底不足などが事故の原因につながったと考えられます。

市といたしましては、当該事故の発生を受け、再発防止策として、点検マニュアルに沿った点検の実施、安全管理の確認を行なうよう、速やかに指導を行なったところであります。

今後は、安全管理・安全作業による事故防止の徹底に努めてまいります。 報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。天 内委員。

- **○天内慎也委員** 資料を見ていて、車に傷がついたなど、いろいろあって、ずっと下を見ていたら死亡したということで、大変驚いて深刻に受け止めています。しかも、住所を見ると私の家のすぐそばなんですよね、田んぼの真ん中の。都市整備部理事から本人の不注意だということがありましたが、聞きますけれども事故があってから、すぐ市に報告があったものでしょうか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** 事故発生から市が報告を受けるまででありますけれども、聴き取りによりますと、転落後に本人が特に大丈夫、病院に行くほどではないとしたことから大きなけがではないだろうということで、まず、病院には行かずに帰宅したということでありましたが、御自宅にいるときにお亡くなりになったということでした。

この時点では、業務によるけがかどうか判断できなかったということで、後日の司法解剖を経て死因が判明した後に、速やかに青森市等へ報告があったものであります。

- **〇花田明仁委員長** 天内委員。
- **○天内慎也委員** 本人はそのとき大丈夫だということだったということですけれども、調べたところ、多発肋骨骨折というのは何でもないときもあるんですけれども、あとで肺挫傷や内臓損傷などの合併症を起こして、死に至るケースもあると私も調べて分かったんですけれども、そのとき病院に行ってないのに、多発肋骨骨折というのはどうやって分かったんですか。
- **〇花田明仁委員長** 都市整備部理事。
- **〇土岐政温都市整備部理事** 自宅で呼吸をしていないということで、それで救急車を呼んで県立病院に行ったんですけれども、その後、死亡が確認されたあとに、CTスキャンで調べたんですけれども、死因は、その時点では不明でありました。そして、今度は警察署におきまして、検死の確認をしたんですけれども、そこでも死因が特定できなかったということで、司法解剖が必要という判断になりまして、弘前市で司法解剖の結果、多発肋骨骨折だということで死因が判明したということであります。
- **〇花田明仁委員長** 天内委員。
- **○天内慎也委員** 分かりました。自宅に帰ってしまってからですから、これも、こうなってしまった以上はもうお願いするしかないんですけれども、こういう事故があって電話があったとき、何でもなくても、やはり病院に必ず行ってくださいなど、そのように徹底をしてほしいと思います。そうすれば、もしかしたら助かったかもしれないということで青森市全体としてのこういう業務委託で、二度と事故がないように徹底をしていただきたいと思います。

以上です。

〇花田明仁委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。 この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○花田明仁委員長** このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- **○花田明仁委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。 これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会議終了)